

福島第二原子力発電所 4号機 原子炉格納容器圧力抑制室内の点検の開始について

【参考資料】
平成26年1月17日
東京電力株式会社

当所4号機は、平成24年1月31日に国・関係自治体等へ提出した復旧計画書において、圧力抑制機能喪失（原子力災害対策特別措置法第15条）により通常状態と異なる状況にあったことから、同号機を代表号機として圧力抑制室内の機器類の影響評価を実施することとしておりました。

これを受け、平成25年2月28日から3月6日にかけて、同室内の各設備（ストレーナ等）の状況を確認するため、水中カメラを用いた目視点検を実施したところ、各設備の変形・損傷等の異常がないことを確認しました。また、その際、点検した各設備周辺の壁面、底面等についても状況を確認しました。一部に錆や塗装の剥離が認められましたが、いずれも圧力抑制室の機能に影響を与えるものではないことを確認しております。

このたび、平成26年1月20日より、前回の点検結果を踏まえ、点検範囲を同室内のサプレッションプール水中の壁面、床面全面として、水中カメラを用いた目視点検を行うこととしましたのでお知らせします。

○点検方法 ～ダイバーが水中カメラで点検対象箇所を撮影し、当社管理員がモニターで撮影した映像を確認します～

